

調査依頼書 兼 確認書

<確認事項>

依頼者(出願人または第三者)は、特許庁の特定登録調査機関である株式会社技術トランスファーサービス(以下、弊社)が行う先行技術調査について、**確認事項に同意し**、下記のとおり依頼いたします。

- ご依頼案件が、出願番号が付与されていない案件や、審査請求済みの案件、出願却下・取下・放棄だった場合には、調査対象外のため、ご依頼をお受けすることができません。
- 通常、納期は調査依頼書および出願書類(または公開公報)到着時より1ヵ月程度とさせていただきますので、ご依頼時に審査請求期間の満了まで2ヶ月未満の特許出願はご依頼を承れない場合がございます。
- 出願書類をお送りいただく際には、必ず特許庁に提出した書類のコピーをお送りください。その際、オンライン出願の場合は受領書を、窓口での出願の場合は出願後に特許庁から届く出願番号通知のコピーを、出願書類とあわせてお送りください。受領書および出願番号通知コピーの同封がない場合には、ご依頼をお受けできない場合がございます。
- 弊社が調査を受任した案件であっても、調査中に弊社の登録区分外の内容であったことが判明した場合、調査を中止し、案件を返却する場合があります。
- ご依頼案件に関し、弊社が作成する調査報告は、弊社から特許庁にも提出されます。調査報告は、審査請求予定の有無に関わらず、全て特許庁に提出されます。ただし、弊社から特許庁に提出された調査報告でも、審査請求がなされなかった特許出願に関するものが、特許庁外に公表されることはありません。調査報告番号を記載して審査請求を行った場合、その調査報告は公開されます。
- 新規性・進歩性を否定する先行技術が無い旨の調査報告を弊社が交付したとしても、当該案件に関して、特許庁が同様の判断をすることを保証するものではありません。
- 本特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関して知り得た秘密を、出願人等との契約の履行のために知る必要のある自己の役員若しくは職員以外に開示、閲覧などさせず、第三者に譲渡、漏えいしません。業務に関連して貴社が提供した資料及び当社が作成した資料並びに情報を記録した記録媒体などは、本業務以外に使用しません(但し、一般にすでに知られた事項、貴社が自ら公に開示した内容に関してはこの限りではありません)。
- 弊社は本業務に関連して貴社が提供した資料及び弊社が作成した資料並びに情報を記録した記録媒体などは、本業務以外に使用しません。(ただし、一般にすでに知られた事項、貴社が自ら公に開示した内容に関してはこの限りではありません。)
- 弊社の反社会的勢力の排除の取り組みとして、下記事項をご確認ください。
 - ・ご依頼人様は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ・弊社は、ご依頼人様が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件のご受任を解除いたします。
 - ・上記により、受任を解除した場合には、弊社はこれによるご依頼人様の損害を賠償する責を負いません。

調査依頼書記入日		年	月	日
ご依頼人様 (*)	会社名 (個人での依頼の方は不要)			
	ご依頼者名	印		
	送付先住所	〒		
	電話番号			
	e-mail			
ご依頼案件	出願番号 (*)	特願	-	
	出願日 (*)	西暦	年	月 日
	優先権主張の出願番号番号	特願	-	
	優先日	西暦	年	月 日
	公開番号	特開	-	
	発明の名称 (*)			
	請求項の数	項		
	出願人名 (複数の場合は全て)			
同封書類 (*)	出願書類(紙媒体・データ) ・ 公開公報(紙媒体・データ) ・ 受領書(オンライン出願書類送付の場合必須) ・ 出願番号通知(紙提出による出願をした出願書類送付の場合必須) ・ その他()			
	調査範囲(*)	内国のみ ・ 内国+外国文献検索 (いずれかに○をご記入ください)		
備考				

※は必須項目となります。